

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

採用情報 ※応募書類は返却しません。

医療安全相談窓口相談員（看護師または保健師）

☑勤務期間=2年3月1日～31日（更新可）▶勤務日時=週1日、月～金曜日の午前9時～午後5時のうち実働7時間▶勤務場所=杉並保健所▶資格=臨床経験のある看護師または保健師▶募集人数=若干名▶報酬=時給1670円▶その他=有給休暇あり。交通費支給（上

限あり）☑履歴書に看護師または保健師の免許証の写しを添えて、2年1月15日（必着）までに杉並保健所健康推進課医療連携担当（〒167-0051荻窪5-20-1）へ郵送・持参 ☑同担当☎3391-1355 ☑書類選考合格者には面接を実施

会計年度任用職員

- 詳細は、募集案内等参照。
- 報酬は、元年度実績のため、変更になる可能性があります。

看護師

☑園児の健康管理・指導、応急処置等▶勤務期間=2年4月1日～3年3月31日（5回まで更新可）▶勤務日時=月16日。原則、月～土曜日の午前7時30分～午後7時45分（区立子供園は6時45分まで）のうち実働7時間45分▶勤務場所=区立保育園、区立小規模

保育事業所、区立子供園のいずれか▶資格=看護師免許を有し、2年3月31日までに看護師免許証の写しを提出できる方（取得見込みを含む）▶募集人数=若干名▶報酬=月額22万1200円～▶その他=期末手当支給。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）。健康診断あり ☑申込書（保育課管理係〈区役所東棟3階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に看護師免許証の写し（または取得見込み証明書）を添えて、2年1月10日午後5時（必着）までに同係へ簡易書留で郵送・持参 ☑同係☑書類選考合格者には面接を実施。採用決定後、健康診断書を提出

区立保育園等職員

☑職種・勤務時間・勤務日・募集人数・時給=左下表のとおり▶勤務期間=2年4月1日～3年3月31日（5回まで更新可）▶勤務場所=区立保育園、区立小規模保育事業所、区保育室、定期利用保育施設、区立子供園のいずれか▶資格=高等学校卒業（程度）以上の方。保育補助は、保育士資格がなくても応募可（有資格者優先）。調理補助は、調理師資格がなくても応募可▶その他=期末手当支給（要件あり）。有給休暇あり。社会保険加入（要件あり）。交通費支給（上限あり）☑履歴書を、2年1月31日午後5時（必着）までに保育課管理係（区役所東棟3階）へ郵送・持参 ☑同係☑履歴書に希望職種（順位をつけて複数記入可）・志望動機・「広報すぎなみ」を見て応募した旨を記入。保育園等の欠員状況と住所を参考に勤務する園を紹介。杉並区役所関係のパート・アルバイト経験者は、職歴に記入。保育士証をお持ちの方は写しを添付。書類選考合格者には面接を実施（2月下旬までに連絡）。採用決定後、健康診断書を提出

区立学校支援員・介助員

☑知的障害・身体障害・発達障害等のある児童・生徒の学校生活の安全管理・介助▶勤務期間=2年4月1日～3年3月31日（5回まで更新可）▶勤務日時=原則、月～金曜日の午前8時30分～午後3時15分のうち実働6時間以内（学校休業日・長期休業期間を除く）▶勤務場所=区立学校の通常の学級、特別支援学級▶募集人数=若干名▶報酬=時給1180円～▶その他=期末手当支給（要件あり）。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（区ホームページから取り出せます）を、2年1月14日（必着）までに特別支援教育課計画係支援員募集担当（〒166-0016成田西2-24-21）へ簡易書留で郵送・持参 ☑同担当☎5929-9481 ☑書類選考合格者には面接を実施

（区立保育園等会計年度任用職員）

職種	勤務時間帯（勤務時間数）	勤務日（祝日を除く）	募集人数	時給
保育補助	(1)午前7時30分～9時30分（2時間）	週6日（月～土曜日）	各10名程度	1300円 （有資格者1410円）
	(2)午前7時30分～10時30分（3時間）			
	(3)午前9時30分～午後0時30分（3時間）			
	(4)午前9時～午後1時（4時間）			
	(5)午前9時～午後2時45分（5時間）			
	(6)午前9時～午後2時45分（5時間）	土曜日のみ	各若干名	1180円 （有資格者1290円）
	(7)午後1時～5時（4時間）			
	(8)午後3時30分～6時30分（3時間）			
	(9)午後4時30分～6時30分（2時間）			
	(10)午後4時30分～7時30分（3時間）			
	(11)午前7時30分～9時30分・ 午後4時30分～6時30分（4時間）	週6日（月～土曜日）	各若干名	1300円 （有資格者1410円）
	(12)午前7時30分～9時30分・ 午後3時30分～6時30分（5時間）			
	(13)午前7時30分～9時30分・ 午後4時30分～7時30分（5時間）			
	(14)午前7時30分～10時30分・ 午後4時30分～6時30分（5時間）			
	(15)午前9時～午後3時45分（6時間）	週5日（月～金曜日）	各若干名	1180円 （有資格者1290円）
調理補助	(1)午前9時～午後2時45分（5時間）	週5日（月～金曜日） または週2・3日	各若干名	1180円
	(2)午後4時15分～7時15分（3時間）	週5日（月～金曜日）		
	(3)午前8時30分～午後3時15分（6時間）	月～土曜日のうち週3日		
	(4)午後2時～5時（3時間）	週5日（月～金曜日）		
保育補助兼 用務	午前10時30分～午後5時15分（6時間）	月～土曜日のうち週3日	各若干名	1180円 （有資格者1290円）
用務	午前8時30分～午後3時15分（6時間）	週5日（月～金曜日）	各若干名	1140円
調理兼用務	午前10時30分～午後5時15分（6時間）	週5日（月～金曜日）	各若干名	1180円

1月の各種健康相談（予約制）の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級 （予約制）	平日パパママ学級 （予約制）	離乳食講習会	乳幼児歯科相談 （予約制）	歯みがきデビュー教室 （予約制）	栄養・食生活相談 （予約制）	ものわずれ相談 （予約制）	心の健康相談 （予約制）
荻窪 （荻窪5-20-1） ☎3391-0015	23日(木) 午前9時15分～10時15分	8日(木) 15日(木) 22日(木)	20日(月) 午後1時30分～4時	7日(火)・22日(水) 午後1時30分～3時30分 （7日は生後9カ月頃から） ★電話で申し込み。 （申込順）	午前 10日(金) 24日(金) 午後 16日(木)	30日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	10日(金) 午前9時～正午	27日(月) 午後1時30分	8日(木) 30日(木) 午後1時30分
高井戸 （高井戸東3-20-3） ☎3334-4304	20日(月) 午前9時15分～10時	8日(木) 15日(木) 29日(水)	-	7日(火) 午後1時30分～3時30分	午前 20日(月) 27日(月) 午後 10日(金)	24日(金) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	9日(木) 午前9時～正午	7日(火) 午後1時30分	21日(火) 午後1時30分 31日(金) 午前9時30分
高円寺 （高円寺南3-24-15） ☎3311-0116	30日(木) 午前9時30分～10時15分	10日(金) 17日(金) 24日(金)	-	20日(月) 午後1時30分～3時30分	午前 21日(火) 午後 9日(木)	23日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	21日(火) 午前9時～正午	24日(金) 午後1時15分	9日(木) 午後1時30分 10日(金) 午後2時
上井草 （上井草3-8-19） ☎3394-1212	22日(水) 午前9時～10時	-	-	28日(火) 午前10時30分～午後0時30分	午前 22日(水) 午後 8日(水)	14日(火) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	-	14日(火) 午後1時30分	6日(月) 午後1時30分
和泉 （和泉4-50-6） ☎3313-9331	24日(金) 午前9時15分～10時15分	-	-	23日(木) 午後1時30分～3時30分	午前 16日(木) 午後 29日(水)	-	-	23日(木) 午後1時45分	7日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係（区役所東棟3階）へ。
 ※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自でご注意ください。

凡例 時日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費（記載のないものは無料） 申申し込み（記載のないものは直接会場へ）
 問問い合わせ 他その他 ☑Eメールアドレス HPホームページアドレス

消費生活相談員

消費生活に関する相談、普及啓発業務（パソコン操作あり）▶**勤務期間**=2年4月1日～3年3月31日（5回まで更新可）▶**勤務日時**=月16日。月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分▶**勤務場所**=消費者センター▶**資格**=消費生活相談員（国家資格）・消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方▶**募集人数**=若干名▶**報酬**=月額23万5200円～▶**その他**=期末手当支給（要件あり）。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）**☎**申込書（消費者センターで配布。区ホームページからも取り出せます）に資格を確認できる書類の写しを添えて、2年1月9日（必着）までに同センター（〒167-0032天沼3-19-16）へ簡易書留で郵送・持参 **☎**同センター**☎3398-3141**

区以外の求人

地域包括支援センターケア24上井草・和田 職員

高齢者に関する総合相談、介護予防プラン作成など▶**勤務日時**=月～金曜日の午前8時45分～午後7時、土曜日の午前8時45分～午後5時45分/いずれも実働8時間。交代制。祝日を除く▶**勤務場所**=ケア24上井草（上井草3-33-10）、ケア24和田（和田3-52-4）のいずれか▶**資格**=社会福祉士▶**募集人数**=1名▶**報酬**=運営法人規定による **☎**履歴書を、サンフレンズ法人事務局人事係（〒167-0023上井草3-33-10）へ郵送 **☎**同係**☎3394-9833** **☎**書類選考後に面接を実施

NPO法人すぎなみ環境ネットワーク事務局職員

講座企画・運営、一般事務ほか（パソコン操作あり）▶**勤務期間**=2年4月1日～3年3月31日（更新可。ただし65歳に達した年度末で退職）▶**勤務日時**=月16日。午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を含む。水曜日を除く）▶**勤務場所**=環境活動推進センター▶**募集人数**=1名▶**報酬**=月額18万4900円～▶**その他**=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給。健康診断あり **☎**履歴書に作文「環境について考えていること」（様式自由。800字以内）を添えて、2年1月16日（必着）までにすぎなみ環境ネットワーク（〒168-0072高井戸東3-7-4環境活動推進センター内）へ郵送・持参 **☎**同団体**☎5941-8701** **☎**書類選考後に面接を実施

募集します

学校運営協議会委員

2年4月から学校運営協議会に出席（月1回程度）ほか▶**募集校・人数**=桃井第四小学校（善福寺3-3-5）・八成小学校（井草2-25-4）・松ノ木小学校（松ノ木1-2-26）=各1名、東田小学校（成田東1-21-1）・堀之内小学校（堀ノ内3-24-11）・高井戸東小学校（高井戸東1-12-1）=各2名、杉並第一小学校（阿佐谷北1-5-27）=3名、桃井第二小学校（荻窪5-10-25）・久我山小学校（久我山5-18-7）=各4名▶**資格**=募集校の通学区域または隣接する通学区域に在住・在勤・在学中、2年4月1日現在18歳以上の方▶**報酬**=4000円（協議会への出席1回につき）▶**任期**=2年 **☎**申込書（学校支援課〈区役所東棟6階〉、各募集校で配布。区ホームページからも取り出せます）に作文「学校運営協議会委員を志望する理由」（800字程度）を添えて、2年1月15日午後5時（必

着）までに同課へ郵送・持参 **☎**同課 **☎**書類選考後に面接を実施（2年1月下旬～2月上旬）。応募書類は返却しません

杉並区スポーツ推進委員

スポーツ・運動を通じた「区民の健康づくり」や「絆のあるまちづくり」を目指して、地域でのスポーツイベントの企画・運営などを行います。

☎任期=2年4月1日～4年3月31日▶**身分**=区非常勤職員▶**資格**=区内在住で2年4月1日現在20歳以上の方▶**募集人数**=50名（選考）▶**報酬**=月額8000円 **☎**申込書（募集要項に添付。スポーツ振興課〈区役所東棟6階〉、区体育施設などで配布。区ホームページからも取り出せます）に作文を添えて、2年1月14日午後5時（必着）までに同課へ郵送・持参 **☎**同課 **☎**活動内容や作文のテーマは、募集要項参照

生活・環境

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定

東京都と特別区および26市2町は、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路について、協働で調査検討を進め、都市計画道路の見直しに関する検証手法や各路線の計画変更等の対応方針を示した基本方針を取りまとめました。

☎閲覧場所=都民情報ルーム（新宿区西新宿2-8-1）、区土木計画課、東京都ホームページからもご覧になれます **☎**東京都都市整備局都市基盤部街路計画課**☎5388-3379**、区土木計画課

施設情報

高円寺図書館の臨時休館

高円寺図書館（高円寺南2-36-25）は、特別整理（蔵書点検）を行うため、2年1月20日(月)～23日(木)は臨時休館します。臨時休館中、当該図書館の本などは通常通り予約できますが、貸し出しまでに時間がかかる場合があります。

☎高円寺図書館**☎3316-2421**

和田堀調節池庭球場の廃止について

和田堀調節池庭球場（大宮1-22）は、東京都による和田堀公園調節池の整備工事に伴い、2年3月31日で廃止します。和田堀公園調節池は、近年の集中豪雨の増加を踏まえ、時間75mm規模の激しい雨に対応するため、東京都が河川整備計画に基づき整備するものです。完成後、平常時は公園として利用できません。

☎スポーツ振興課施設管理係

子育てサポートセンター中瀬の廃止

子育てサポートセンター中瀬は、中瀬保育園の民営化に伴い、子育て相談・一時保育事業を終了します。一時保育事業は2年3月28日まで、子育て相談は2年3月31日まで利用できます。

☎保育課保育支援係

相談

年始の専門相談の予約受付日を変更します

2年1月6日(月)～10日(金)の専門相談（法律相談・税務

相談・家事相談・司法書士相談）の予約は、下記のとおり受け付けます。

☎区政相談課

実施日	予約受付日
2年1月6日(月)	12月23日(月)
2年1月7日(火)	12月24日(火)
2年1月8日(水)	12月25日(水)
2年1月9日(木)	12月26日(木)
2年1月10日(金)	12月27日(金)

シニアのための就業・起業・地域活動個別相談

☎2年1月11日(土)午前9時～午後5時 **☎**ゆうゆう高円寺南館（高円寺南4-44-11）**☎**区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方 **☎**☎電話・Eメール（12面記入例）で、ゆうゆう高円寺南館**☎5378-8179****✉**takebouki_suginami@tempo.ocn.ne.jp **☎**1人45分程度

その他

住民基本台帳の閲覧状況の公表

7～9月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

◆住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◆閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外認められません。
 - ・官公庁が職務として請求する場合
 - ・公益性の高い調査研究に利用する場合
 - ・公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合
- ※閲覧の際は区職員が立ち会います。

☎区民課住民記録係

政治家の寄付禁止について

政治家（立候補予定者を含む）は、選挙区内にある者に対していかなる名義であっても、その時期や理由を問わず、寄付をすることが禁止されています。これらの違反は罰則の対象となります。

ただし、政治団体や親族に対するもの、政治教育集会での実費補償は除かれる場合があります（なお、この場合であっても食事は提供できません）。

◆寄付の禁止の例

- ・お歳暮
- ・忘年会や新年会などの寸志や飲食物の差し入れ
- ・葬式の花輪や供花
- ・病気見舞い
- ・町内会の催し物や旅行会などへの寸志や飲食物の差し入れ
- ・秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典

◆寄付の勧誘・要求

選挙人が政治家に対して、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。

◆あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、年賀状や寒中見舞い状などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。なお、答礼のための自筆によるものや選挙期日後の当選または落選に関するインターネット等を利用したあいさつ行為等を除きます。

☎選挙管理委員会事務局

「令和元年台風15号および19号」で被災された方が被災者生活再建支援事業の対象になりました

「令和元年台風15号および台風19号」により、住宅に著しい被害を受けた世帯を対象に支援金が支給されます。詳細は、お問い合わせください。

対象=居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊などの被害を受け、住宅の建設等を行った世帯

☎保健福祉部管理課地域福祉係

杉並名誉区民の訃報

社会経済学史学者で文化勲章受章者である杉並名誉区民の速水融氏（右写真）が、12月4日、逝去されました。90歳。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

☎総務課



※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

年末年始の区の業務案内

区の窓口は、原則として 12月28日(土)～2年1月5日(日)は 休業します

主な施設の休業日は下表のとおりです。また、休業日のご案内は、区ホームページの「年末年始の区の業務案内」でもご覧になれます。

施設名	休業期間	
区役所(※1)	12月28日(土)～2年1月5日(日)	
区民事務所	12月29日(日)～2年1月5日(日)	
保健福祉	福祉事務所、保健所・保健センター、くらしのサポートステーション、杉並区外出支援相談センター、在宅医療・生活支援センター	12月28日(土)～2年1月5日(日)
高齢者関連	高齢者活動支援センター、ゆうゆう館(今川館を除く)	12月28日(土)～2年1月4日(土)
	地域包括支援センター(ケア24)(※2)	12月29日(日)～2年1月3日(金)
	ゆうゆう今川館(※3)	12月31日(火)～2年1月4日(土)
障害者関連	杉並障害者福祉会館、高円寺・和田障害者交流館、杉並視覚障害者会館、すまいる荻窪、すまいる高円寺、すまいる高井戸	12月28日(土)～2年1月4日(土)
	こども発達センター	12月28日(土)～2年1月5日(日)
子ども関連	児童青少年センター	12月28日(土)～2年1月4日(土)
	児童館、子どもセンター	12月28日(土)～2年1月5日(日)
	杉並子ども家庭支援センター、高円寺子ども家庭支援センター、子育てサポートセンター	12月29日(日)～2年1月3日(金)
	子ども・子育てプラザ	12月29日(日)～2年1月5日(日)
コミュニティー・産業	産業商工会館	12月28日(土)～2年1月3日(金)
	地域区民センター(阿佐谷、井草、高井戸、永福和泉、高円寺、荻窪)、区民集会所(西荻南、梅里、四宮、八成、上高井戸、方南、下高井戸、和田、高円寺北、本天沼、天沼、馬橋)、杉並会館、久我山会館、方南会館、浜田山会館、方南和泉会議室	12月28日(土)～2年1月4日(土)
	就労支援センター(※4)、産業振興センター、すぎなみ協働プラザ	12月28日(土)～2年1月5日(日)
	会議室(上荻窪、上井草、成田、桜上水北、高円寺中央、荻窪)	12月29日(日)～2年1月3日(金)
生活・環境	消費者センター(※5)、杉並土木事務所	12月28日(土)～2年1月5日(日)
	リサイクルひろば高井戸、環境活動推進センター	12月29日(日)～2年1月3日(金)

施設名	休業期間
ゆうゆうハウス(阿佐谷南)	12月28日(土)～2年1月3日(金)
セシオン杉並、男女平等推進センター、東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム、郷土博物館本館・分館、和田図書サービスコーナー	12月28日(土)～2年1月4日(土)
杉並区交流協会、就学前教育支援センター(特別支援教育課就学支援相談を含む)、社会教育センター、済美教育センター(教育相談を除く)	12月28日(土)～2年1月5日(日)
杉並公会堂、座・高円寺、済美教育センター(教育相談)	12月29日(日)～2年1月3日(金)
ゆうゆうハウス(西田)	12月31日(火)～2年1月3日(金)
図書館(阿佐谷、今川、永福、柿木、高円寺、下井草、高井戸、成田、西荻、方南、南荻窪、宮前)(※3)、高円寺駅前図書サービスコーナー(※3)、桜上水北図書サービスコーナー(※3)、荻窪臨時図書窓口(※3)	12月31日(火)～2年1月4日(土)
上井草スポーツセンター	12月28日(土)～2年1月3日(金)
高井戸温水プール、体育館(妙正寺・大宮前・永福)、馬橋公園運動広場、松ノ木運動場、和田堀公園運動場、和田堀調節池庭球場、蚕糸の森公園運動場	12月28日(土)～2年1月4日(土)
下高井戸運動場(※6)、体育館(荻窪・高円寺(※7)) (※6)、柏の宮公園庭球場、塚山公園運動場、井草森公園運動場	12月29日(日)～2年1月3日(金)
角川庭園・幻戯山房、(仮称)荻外荘公園、大田黒公園	12月29日(日)～2年1月1日(祝)
杉並児童交通公園(※8)・成田西ふれあい農業公園(※8)、柏の宮公園(茶室含む)・蚕糸の森公園・馬橋公園・塚山公園・井草森公園各管理事務所	12月29日(日)～2年1月3日(金)
桃井原っぱ公園・下高井戸おおぞら公園各管理事務所	年末年始の休業はありません
高井戸地域区民センター(図書館の返却用ブックポスト)	12月28日(土)～2年1月4日(土)
コミュかるショップ	12月28日(土)～2年1月5日(日)
証明書コンビニ交付サービス、自転車集積所	12月29日(日)～2年1月3日(金)
さざんかねっと	年末年始のシステム休止日はありません

- (※1) 2年1月4日(土)は第1土曜日のため、区民課区民係は窓口を開設。
- (※2) 電話相談は、休業期間中も24時間受け付け。
- (※3) 12月29日(日)・30日(月)は午前9時～午後5時。
- (※4) 若者就労支援コーナー(すぎJOB)のみ、2年1月4日(土)は開館。
- (※5) 情報資料コーナーのみ、12月28日(土)、2年1月4日(土)・5日(日)は通常運営。
- (※6) 12月28日(土)、2年1月4日(土)は午前9時～午後5時。
- (※7) 高円寺体育館は、工事のため2年3月13日(金)まで閉場。ただし、日曜日は小体育室のみ開場。
- (※8) 公園自体が閉鎖。

- ・西荻地域区民センター・勤労福祉会館は、改修工事のため2年10月末(予定)まで休館中。
- ・中央図書館は、改修工事のため2年8月末(予定)まで休館中。
- ・杉並第十小学校温水プールは、工事のため12月28日(土)～2年3月9日(月)は閉場。

年末年始のごみ収集

年末は12月30日(月)まで、年始は2年1月4日(土)からです。

杉並清掃事務所、同事務所方南支所・高円寺車庫は、12月31日(火)～2年1月3日(金)は休業日です。また、右記の対象地域(可燃ごみの収集日が火・金曜日の地域)では、1月5日(日)に可燃ごみ収集を行います。

対象地域 天沼、井草、今川、上井草、高円寺北、高円寺南、清水、下井草、善福寺、本天沼、桃井、和田

☎杉並清掃事務所作業係 ☎3392-7281、同事務所方南作業係 ☎3323-4571

急病診療のご案内

※必ず事前に電話で相談! ※保険証・医療証を忘れずに!
※未成年者の受診は、原則保護者等が付き添いをお願いします。

機関	診療科目	平日	土曜日 (12月28日と 1月4日を含む)	日曜日、祝日 (12月29日～ 1月3日を含む)	備考
休日等夜間急病診療所 (杉並保健所2階) ☎3391-1599	小児科	午後7時30分～10時30分			受け付けは 終了30分前まで。 受診前にお電話ください。 ※午後5時以降小児科は、 1歳以上が診療対象。
	内科・小児科・耳鼻咽喉科		午後5時～10時(※)	午前9時～午後10時(※)	
	外科			午前9時～午後5時	
急病診療医療機関 (当番医)の案内は ☎#7399 (または☎5347-2252)	内科・小児科			午前9時～午後5時	受け付けは 終了30分前まで。 受診前に医療機関へ お電話ください。
歯科保健医療センター (杉並保健所5階) ☎3398-5666	歯科			午前9時～午後5時	受け付けは 終了1時間前まで。 受診前にお電話ください。

医療機関案内・急病相談

機関	平日	土・日曜日、祝日 (12月28日～ 1月5日を含む)	備考
杉並区急病医療 情報センター ☎#7399 (または☎5347-2252)	午後8時～翌日午前9時	午前9時～翌日午前9時	相談員による対応
東京都医療機関・ 薬局案内サービス (ひまわり・t・薬局いんふお) ☎5272-0303	24時間受け付け		コンピューターでの自動応答
東京消防庁 救急相談センター ☎#7119 (または☎3212-2323)	24時間受け付け		相談医療チームによる対応

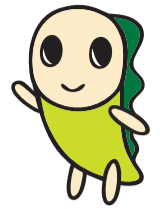
✂️ 切り取って見やすいところに張っておきましょう!

広告 お墓も安いほうが良い 樹木葬・合葬墓 10万円～ 海洋散骨 7万円～ 終活サポート株式会社 03-5844-6545

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

元年度
上半期

区の財政状況をお知らせします



区は、条例に基づき年2回財政状況を公表しています。
今回は4～9月の元年度上半期について、お知らせします。
—— 問い合わせは、財政課へ。

当初予算

一般会計の当初予算は、1890億6500万円、対前年度比5.1%の増でした。
国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などの4つの特別会計を含めた総額は、3023億1917万円となりました(対前年度比111億2822万円、3.8%の増)。

補正予算

一般会計第1号補正は、元年6月に議決されました。プレミアム付商品券事業や、(仮称)下井草三丁目公園整備のための基本設計、都の補助制度を活用した通学路防犯カメラの設置拡大に要する経費など、補正額は27億2115万6000円でした。

一般会計第2号補正は、元年8月に議決されました。幼児教育・保育無償化に係る事業および商店会による補助金不正受給に伴う東京都への補助金の返還金など、補正額は16億6019万2000円でした。

これにより9月末現在の特別会計を含む予算現額の総額は、3072億8432万円となりました。(表1)

予算執行状況

9月末現在の特別会計を含む収入済額は1225億9104万円、支出済額は1094億2037万円です。(表1)

区民税の負担状況

区の収入となることが確定した9月末現在の特別区民税現年度分調定額は626億2415万円です。(表2)

公有財産等

土地や建物、基金などの財産の9月末現在高は、7049億6240万円です。(表3)

基金(表4)のうち、特定の目的のために積み立てる積立基金の運用に当たっては、預金(普通預金や定期預金など)や債券(国債など)を中心に、安全で効率的な運用を実施しています。9月末現在の運用利子額は1837万円、運用利回りは0.052%です。(表5)

特別区債

9月末の区債現在高は315億62万円となり、平成30年9月末に比べ21億1621万円の増となっています。(表6)

表1 各会計の予算執行状況(9月30日現在)

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	1940億3015万円	803億6590万円	41.4%	693億5585万円	35.7%
国民健康保険事業会計	540億4924万円	205億6263万円	38.0%	190億9111万円	35.3%
用地会計	2842万円	0円	0.0%	1429万円	50.3%
介護保険事業会計	453億749万円	185億2894万円	40.9%	166億6780万円	36.8%
後期高齢者医療事業会計	138億6902万円	31億3357万円	22.6%	42億9132万円	30.9%
合計	3072億8432万円	1225億9104万円	39.9%	1094億2037万円	35.6%

※一般会計には繰越明許費繰越額および事故繰越し繰越額を含む。

表2 区民税の負担状況(9月30日現在)

区分	現年度分調定額	賦課期日時点世帯数(人口)	1世帯当たり負担額	1人当たり負担額
令和元年9月末現在	626億2415万円	32万1531世帯(56万9132人)	19万4769円	11万34円
平成30年9月末現在	620億2340万円	31万7929世帯(56万4489人)	19万5086円	10万9875円
増減	6億75万円	3602世帯(4643人)	△317円	159円

表4 基金の内訳(9月30日現在)

積立基金	金額	運用基金(※)	金額
施設整備基金	73億5642万円	高額療養費等資金貸付基金	1000万円
財政調整基金	400億5114万円		
減債基金	16億3147万円		
社会福祉基金	6億2668万円		
区営住宅整備基金	23億2323万円		
NPO支援基金	808万円	公共料金支払基金	6億5000万円
みどりの基金	1395万円		
介護保険給付費準備基金	32億3729万円		
次世代育成基金	9892万円		
合計	553億4718万円	合計	6億6000万円

※運用基金の金額は上限額です。

表3 公有財産等の現在高(9月30日現在)

区分	金額	構成比
土地	4473億6220万円	63.46%
建物	1931億3540万円	27.40%
基金	560億718万円	7.94%
物品	38億1442万円	0.54%
工作物	33億4759万円	0.47%
出資金	10億5997万円	0.15%
立木竹	1億9040万円	0.03%
有価証券	4500万円	0.01%
地役権	24万円	0.00%
合計	7049億6240万円	100.00%

※上記のほか、無体財産権があります。

表5 積立基金の運用状況(9月30日現在)

年度	積立基金現在高	運用利子額	運用利回り
元年度	553億4718万円	1837万円	0.052%

表6 特別区債の現在高(9月30日現在)

総務債	3億8184万円
生活経済債	18億7222万円
保健福祉債	47億477万円
都市整備債	75億1117万円
教育債	127億4462万円
公共用地先行取得等事業債	42億8600万円
合計残高	315億62万円
前回(平成30年9月30日)現在高計	293億8441万円
差	21億1621万円

※原則として1万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※詳しい内容は、冊子「財政のあらまし-令和元年度上半期の財政状況-」をご覧ください。区政資料室(区役所西棟2階)や図書館、区民事務所などのほか、区ホームページでもご覧になれます。



在宅医療でお悩みの方へ

在宅医療相談調整窓口をご利用ください

療養生活をサポートするため、さまざまな相談に応じる「在宅医療相談調整窓口」をウェルファーム杉並にある在宅医療・生活支援センター（天沼3-19-16）内に設置しています。安心して在宅医療が続けられるように、専門の相談員が、相談内容に応じて必要な情報提供や関係機関との調整を行います。

—— 問い合わせは、在宅医療・生活支援センター在宅医療・介護連携推進係 ☎5335-7317へ。

在宅医療相談調整窓口

専用ダイヤル ☎3391-1380（月～金曜日午前8時30分～午後5時〈祝日、年末年始を除く〉）

相談事例

- 「病院から退院するのですが、往診してくれるお医者さんはいますか」
- 「医療処置（点滴・吸引・胃ろうなど）を受けながら、自宅で療養することはできますか」
- 「自宅でみとりたいのですが、家族の力になってくれるお医者さんはいませんか」
- 「薬の管理がうまくできないのですが」

このようなお悩みがある場合など、まずは気軽にご相談ください。

「在宅療養ブック」を発行しました

区内の在宅医療を実施している医療機関（医科・歯科・薬局）と、訪問サービスを提供する介護事業者の情報を1冊にまとめました。在宅医療・生活支援センター、介護保険課、各ケア24窓口などで配布しています。

医療や介護が必要になった時に、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるように、ぜひご利用ください。



在宅医療推進フォーラム

今日から始める終活「医療ノコト」

2年
1月12日(日)
開催

場 セシオン杉並（梅里1-22-32） 定550名
（先着順） ☎手話通訳あり

◆基調講演「なんとめでたいご臨終」
（午後1時30分～3時）

師 小笠原内科・岐阜在宅ケアクリニック院長
小笠原文雄（右写真）



◆シンポジウム「最期の医療 あなたならどうしますか？」
（午後3時15分～4時15分）

師 「在宅で最期を迎えるにはどうすればいいの?」「救急車を呼ぶとどうなるの?」ほか（キャンサー・ソリューションズ代表 桜井なおみ、おぎくぼ正クリニック院長・阿部正、慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室講師・山岸暁美、東京消防庁救急部）

◆展示ブース（午後0時30分～5時）

☎フレイルチェック、介護福祉機器・ケアグッズなどの展示、関連団体のブースほか

マイナンバーカードの更新のお知らせ

—— 問い合わせは、区民課個人番号カード交付担当へ。

マイナンバーカードの更新のお知らせ

●有効期限通知書の送付について

- ・有効期間が満了する約3カ月前（2月に有効期間が満了する場合は約2カ月前）に送付されます。有効期間が満了する日は券面に記載してあります。
 - ・転送不要郵便物として送付されます。
 - ・送付される前に転居、転出をした場合は届かないことがあります。
- ※有効期限通知書が届かない場合は、更新手続きについて区ホームページでご確認ください。

●有効期間が満了したマイナンバーカードについて

- ・本人確認書類、マイナンバーの証明には使用できません。

マイナンバーカードの更新手続き

●手続き方法

- ①有効期限通知書に記載の案内に従って、新たなマイナンバーカードの申請をすることができます（Webで申請可）。
 - ②1カ月半程度で交付通知書が届きます。
 - ③交付通知書に記載された受け取り場所に本人が必要書類をお持ちのうえ、受け取りにきてください。
- ※受け取りの際に現在お持ちのマイナンバーカードは返納してください。

●現在お持ちのマイナンバーカードを紛失している場合

- ・原則、手数料1000円がかかります。
 - ・受け取りの際、紛失したことを証明できる書類（警察に届け出た際の届け出の受理番号等）が必要です。
- ※自宅内で紛失した場合や自身で廃棄した場合には、紛失したことを証明できる書類は不要です。

区内空間放射線量等測定結果

11月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。空間放射線量率の測定については、環境課公害対策係。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

令和元年度

区胃がん検診（胃内視鏡検査）中止のお知らせ

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1015へ。

区では、胃がん検診のうち「胃内視鏡検査」について実施体制や精度管理の見直しを検討してまいりましたが、今年度の実施を中止することにいたしました。来年度、より安全で質の高い検診が実施できるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、「胃部エックス線検査」は実施中ですので受診をご検討ください。



経緯と理由

- 昨年、区内医療機関が区肺がん検診において肺がんの疑いを見落としたことにより、受診者の方が亡くなりました。これを契機に、健診（検診）の実施体制や精度管理について見直しを検討し、今年7月、胃内視鏡検査を除く区民健診・がん検診について改善のうえ再開しました。
- 胃内視鏡検査については、なお課題があり、胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会を立ち上げ、再開に向けた検討を続けてきました。
- このたび、同審議会より答申を受け、検診実施医療機関と2度目の読影を行う医療機関を分けることとしましたが、医療機関の間での画像情報等を送受信するシステム構築に時間を要するため、今年度の胃内視鏡検査を中止することにいたしました。

区内商店会の補助金不正受給について ご報告いたします

杉並区長 田中 良



この間、記者会見や区ホームページで公表していますとおり、西荻窪地域の複数の商店会が共催したイベント事業において、都区が交付する補助金を商店会が不正に受給していたことが判明しました。当該補助金は、区が商店会に対して補助した場合に、補助対象経費の2分の1を「都が区に対して」補助する制度です。区では、本年4月に都から不正の可能性を指摘された後、ただちに調査を進め、その結果、平成26年度から30年度までに2つの点における不正があったことが明らかになりました。

1点目は、「領収書の偽造」です。支払先から白紙の領収書をもらい、自ら金額を記入する方法により、合計約117万円を水増しして受給していました。

2点目は、「協賛金の収入未計上」です。イベント開催に際して募った協賛金は、計上しなければなりません。しかし、イベント実施団体ではない「西荻窪商店会連合会」が趣意書によって協賛金を集め、これをイベント収入に計上せず、その結果、補助金を不正に約846万円多く受給していました。

以上の調査結果を踏まえ、4月以降、都と返還額の算定等に関して協議して話し合いを進めていましたが、7月に入ると都の態度が急変し、いまだ協議が整っていない中、都は区に対して都負担分約1925万円の補助金返還請求をしてきました。この金額は、水増し分だけではなく、過去5年さかのぼった当該イベント事業に係る補助金額全額に相当するものです。不正受給について商店会を擁護する余地はありませんが、イベントが多くの参加者の下に実施され、商店街振興や地域コミュニティ活性化の目的に寄与したことを踏まえれば、都の請求額は到底納得できるものではありませんでした。しかも、この決定について区の了解もなく一方的に外部に公表し、さらには支払期限を当初、あえて延滞金が生じる、補正予算を議決することもできない期日に設定していました。こうした都の姿勢は区との信頼関係を大きく損ねるものであり、極めて遺憾でありましたが、返還期日を過ぎてさらに違約加算金が増えるリスク等を勘案し、違約加算金約497万円を加えた約2423万円の補正予算（歳出）を8月に計上いたしました。補正予算案の審議にあたっては、区議会においても補助金全額を求める都の考え方に対して厳しい意見が相次ぎ、最終的に議決いただいたものの「区民に税負担が及ばない

よう留意すること」等の付帯決議がなされました。

その後、区の「法的責任」の有無などを明らかにするため、区内部に「商店会に関する補助金検証委員会」を設置し、弁護士や公認会計士の外部有識者のご意見を踏まえ、調査・検証を行いました。検証の結果、区が全商店会に配布するマニュアルに、協賛金等は収入として計上すべき旨、明記されていたことに加え、他の商店会においては同種の協賛金未計上は発見されなかったことから、当該商店会がイベント収入として計上する必要があるという判断は十分できたと考えられます。協賛金を募る趣意書の存在を区が知っていれば是正の指導もできましたが、区職員は全く認識していなかったと証言しており、商店会側からも区職員に伝えたという証言はありませんでした。こうしたことから、区には「法的責任」はないと判断するに至りました。

これを受けて、区は商店会に対し、都負担分については、区が都に返還した全額（約1925万円）および都に支払った違約加算金相当額（約497万円）を原因者である商店会に請求することとしました。一方、区負担分については、補助金の交付目的である商店街振興等が果たされていることに鑑み、都の考え方とは異なり、水増しされた部分（約521万円）に限って返還請求することとしました。これは、8月の補正予算の議決にあたり可決された付帯決議に沿った内容にもなっており、この12月の区議会で補正予算（歳入）が可決されました。

区に法的な責任がなかったとはいえ、協賛金の取り扱いに関する説明および補助金の審査については、いくつかの説明不足や不明瞭とされる点が認められました。区民をはじめ関係者の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、管理・監督責任として、区長である私および区民生活部を所管する副区長の給料を100分の10減額（1カ月）することといたしました。今後、二度とこのようなことが起きないように、区の説明・審査体制の見直し、都区間での協賛金に関する会計処理の明確化などの対策をしっかりと講じてまいります。

杉並区商店会に関する補助金
検証委員会報告書



区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を改正しました

改正に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」9月15日号などで、条例の改正案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。
——問い合わせは、情報政策課情報公開係へ。

●意見提出期間=9月15日～10月14日 ●意見提出件数=2件（延べ3項目）

いただいたご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
個人情報が1枚のマイナンバーカードに全て記録され、これを行政や行政が許可した組織に利用されることは、区民個人が丸裸にされ何から何までみられてしまう危険が大きい。「証明書取得が楽になる」を売りにして、個人番号普及を迫るが、国行政による国民管理と企業利益利便性のためにカード利用を普及させたいのです。 個人個人を一つの番号で管理することは個人の全ての情報が一括管理され、どの情報も簡単に引き出されてしまう、このことの恐ろしさを想像してほしい。加えて、システムの不具合や管理者のミスで、情報が一気に大量に漏れてしまう事件が多く、さらには企業や業者が情報を悪用する事件も起きています。情報を行政に一括管理させることは危険が大きすぎます。 (ほか、同趣旨1件)	以下のとおり、マイナンバーカードで個人情報を名寄せして管理されることはありません。マイナンバーカードのICチップには、税や年金、病歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。ICチップに記録されるのは、券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、総務省令で定める事項（公的個人認証に係る「電子証明書」等）、区市町村が条例で定めた事項等に限られます。 また、個人情報は各行政機関等に分散して管理されており、マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。マイナンバー制度は、公平・公正な社会の基盤（インフラ）として、将来の世代に社会保障制度を引き継いでいくために導入された制度で、法により実施されるものです。区では、特定個人情報保護評価を実施するなど個人情報の保護に万全を期したうえ、一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を進めてまいります。
これまで情報の安全性の確保が壊されてきたことの事件は後を絶ちません。漏れた時の個人の賠償責任の記述は一切ありません。損害賠償の規定を載せるべきです。	公務員の故意・過失に起因して、個人情報が漏れ、それにより損害が生じた場合については、国家賠償法に基づく責任が問われることとなることから、条例に規定はしておりません。

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方は、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館で閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」）でも閲覧できます。

京王井の頭線西永福駅



登録制自転車置き場の廃止と 有料制自転車駐車場の開設 について

—— 問い合わせは、土木管理課自転車対策係 ☎5307-0663へ。

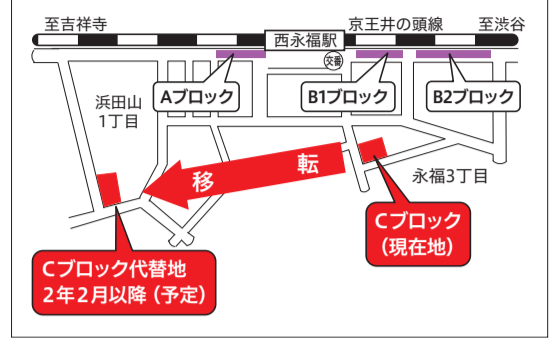
2年4月から西永福駅周辺に有料制自転車駐車場を開設予定のため、登録制自転車置き場の利用登録の募集は行いません。今後の予定についてお知らせします。

登録制自転車置き場の廃止について

西永福駅の登録制自転車置き場は、2年3月31日をもって廃止します。道路上に暫定的に設置されているA・B1・B2ブロックは、4月1日以降は道路として使用します。また、Cブロックは、4月1日以降に有料制自転車駐車場となる予定です。

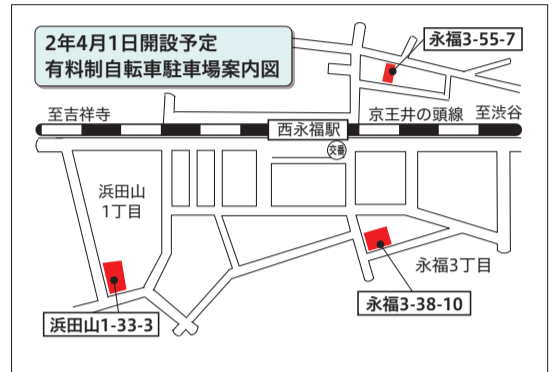
現在、登録制自転車置き場を利用中の方へ

元年度の利用登録をされている方は、2年3月31日まで駐車できます。ただし、Cブロックは、有料制自転車駐車場整備工事の実施に伴い、2年2月以降に現在地から代替地（浜田山1-33-3）に駐車場所を移転する予定です。移転日の詳細等が決まり次第、現地看板などでお知らせします。



有料制自転車駐車場の開設について

2年4月1日に、西永福駅周辺の3カ所に有料制自転車駐車場を開設します。登録条件はなく、どなたでも利用できます。定期使用（1カ月・3カ月・6カ月）と1回使用の利用方法があります。定期使用の新規受け付け方法などの詳細は、2年3月頃に西永福駅の自転車置き場や「広報すぎなみ」などでお知らせする予定です。



「くらしの便利帳」の 掲載広告を募集します

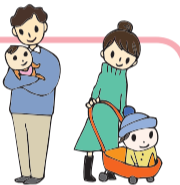


区では広告収入を活用し、区役所の各種手続きや施設案内、医療機関情報などを掲載した「くらしの便利帳」を発行しています。2年3月の全面改訂にあたり広告主を募集します。広告の掲載希望や広告料についてはサイネックス ☎0120-410-699 ✉sg-tokyo@scinex.co.jpへ。

発行部数 38万5000部（全戸配布、転入者配布）
配布期間 2年3月から2年間（予定）
募集期間 1月10日まで

図広報課

ひとり親家庭の親の修業を応援します



「ひとり親家庭自立支援給付金」 をご利用ください

—— 問い合わせは、杉並子ども家庭支援センターひとり親家庭支援担当 ☎5929-1902へ。

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭のお父さん・お母さんが、就職に役立つ資格取得のために修業する場合、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を支給します。

また、高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭のお父さん・お母さん・20歳未満のお子さんに対し、受講費用を最大6割支給します。※児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方等、条件があります。

自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講する場合、受講修了後に給付金を支給します。

●支給額＝受講費用の6割（上限80万円。1万2000円未満の場合は支給されません）

※講座を受講する前に、要事前相談。

高等職業訓練促進給付金

養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、指定された国家資格（保育士、看護師、介護福祉士等）の資格を取得する場合、申請月から修了月までの期間、毎月、給付金を支給します。

●支給額＝非課税世帯＝月額10万円 ▶ 課税世帯＝月額7万500円

※養成機関を受験する前に、要事前相談。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職や資格取得を目指す方が高等学校卒業程度認定試験の講座を受講する場合、受講修了後に、給付金を支給します。

●支給額＝講座の全科目を修了＝受講費用の2割を支給（上限10万円）▶ 高等学校卒業程度認定試験に全科目合格＝受講費用の4割を支給（科目修了時の支給金額と合わせて、上限15万円）

※講座を受講する前に、要事前相談。

役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために



12月はオール東京滞納 STOP強化月間

区では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、都と連携した広報や催告による納税推進、差し押さえや搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

図納税課

お気を付けてください!

電子レンジの火災が 多発しています!



平成31年1月から、電子レンジの使用方法を誤ったために発生した火災が区内で8件確認されています。以下のことに気を付けてください。

●冷凍食品に記載されている設定温度や電力調整を守りましょう。

●使用中に扉を開くと負荷がかかり、火災になることがあります。途中で使用をやめる際には、必ず取り消しボタンを押してから扉を開けましょう。

図荻窪消防署 ☎3395-0119、杉並消防署 ☎3393-0119

